

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領の附則の追加について

現在、旭川市が発注する建設工事の適正な施工体制の確保及び健全な建設業の育成を図ることを目的として、建設工事毎に配置する現場代理人等は、継続雇用（3か月又は6か月以上）されていることを契約条件としています。

この度、倒産により職を失った技術者等の就職支援の一助として、継続雇用要件を緩和する特例措置を設けておりますが、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの時限的措置として附則を追加しましたので、お知らせします。

1 特例措置

旭川市発注の建設工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者については、倒産した建設業者等から受け入れた者に限り、3か月以上の雇用継続を必要としないものとしていますが、このたび時限的措置として、

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う学校等の臨時休業のため前任の技術者が育児を行う必要によって交代した者
- ・新型コロナウイルス感染症に関わる経営悪化等による退職を経て新たな建設業者に雇用された者

についても、継続雇用の確認を免除するものとします。

2 確認方法

「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領」 様式1 雇用期間確認免除申立書 を以下の箇所を訂正して提出していただきます。

	「～は、倒産を事由に退職した者であるため」
育児の場合の訂正	「～は、新型コロナウイルス感染症に伴う学校等の臨時休業のため前任の技術者が育児を行う必要によって交代した者であるため」
退職の場合の訂正	「～は、新型コロナウイルス感染症に関わる退職を経て雇用された者であるため」

	育児の場合	退職の場合
3 倒産した建設業者名	記入しない	「3 新型コロナウイルス感染症に関わり退職した建設業者名」と訂正して記入する
4 倒産年月日	記入しない	記入しない
5 退職年月日	記入しない	記入する

3 委託業務

この特例措置は、競争入札により発注する測量（予定価格が50万円を超えるもの）並びに建設工事に係る設計・調査等の委託業務について、業務毎に配置される管理技術者についても同様の取扱いとします。

4 実施時期

令和2年6月から適用します。